

第34・35回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の開催報告

平成23年10月12日(水)に「第34回河川保全利用委員会」、平成23年12月14日(水)に「第35回河川保全利用委員会」を開催しました。

はじめに、河川管理者から野洲川流域の3市が占有する「野洲川立入河川公園（守山市）」「野洲川河川公園（野洲市）」「野洲川運動公園（栗東市）」の審査結果の説明があり、つぎに更新申請の審議が行われ、審査区分A～D(審査57項目)全てが仮確定され、意見書(案)についても議論されました。



第34回 河川保全利用委員会

第34回 河川保全利用委員会

開催日時：平成23年10月12日(水)
9:30～13:20

場 所：栗東芸術文化会館さくら 1F 研修室
参加者数：委員7名、河川管理者2名、
事務局3名、傍聴者12名

第35回 河川保全利用委員会

開催日時：平成23年12月14日(水)
9:30～13:32

場 所：栗東芸術文化会館さくら 1F 研修室
参加者数：委員6名、河川管理者2名、
事務局3名、傍聴者9名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第33回委員会活動の整理事項
 - 2) 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の審査表の審議
 - 3) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
6. 閉会

配布資料

- 議事次第
- 資料-1 第33回河川保全利用委員会
議事骨子整理表
- 資料-2 第33回河川保全利用委員会
審議事項の整理表
- 資料-3 審査表
- 申請説明書
- 参考資料-1 今後のスケジュールについて
- 参考資料-2 (占有許可申請説明書の追加質問に
関する資料)
- 用語集
- 委員会ニュース Vol.35

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第34回委員会活動の整理事項
 - 2) 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の審査表の審議
 - 3) 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の意見書(案)の審議
 - 4) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
6. 閉会

※議事3)については引き続き審議となりました。

配布資料

- 議事次第
- 資料-1 第34回河川保全利用委員会
議事骨子整理表
- 資料-2 第34回河川保全利用委員会
審議事項の整理表
- 資料-3 審査表
- 資料-4 意見書(案)
- 資料-5 前回意見書
- 申請説明書
- 参考資料-1 今後のスケジュールについて
- 参考資料-2 (占有許可申請説明書の追加質問に
関する資料)
- 参考資料-3 前回委員会の審議に関する確認事項

仮確定された審査の判断一覧表（抜粋）

審査細目	今回審査の判断		
	野洲川立入河川公園（守山市）	野洲川河川公園（野洲市）	野洲川運動公園（栗東市）
A11 基本理念	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。		
A21 基本方針	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。		
A31 継続申請時の改善	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。		
B11 必要理由	基本理念、基本方針と照らし合わせると十分とは言えず、引き続き検討が必要である。		
B22 代替地調査	代替地調査はされているが十分とは言えない。	代替地調査は行われていない。	代替地調査はされているが十分とは言えない。
B42 地元の理解	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。		
C11 設置期間	20年間になる。	29年間になる。	38年間になる。
C12 設置の変遷	占用漏れのあった箇所を新たに占用面積に含めた。	施設内容の変化はない。	水栓柱が追加されてきた。
C14 共同利用	共同利用に係る協議がなされている。		
C22 便所	適正に確保、維持管理できている。なお、休止中の循環式トイレは速やかに撤去するべきである。	適正に確保、維持管理できている。	
C24 利用者対応	定めている。（業務委託を行っている）	定めている。（指定管理を行っている）	定めている。（指定管理を行っている）
C32 利用者交流	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。県内の大会等による流域住民との交流がなされている。	グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。
C33 川とのふれあい	施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。	施設利用者が川とふれあえることが十分な施設ではない。	施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。
C34 河川愛護保護活動	利用者による河川清掃活動は行われていない。立入小学校が環境学習を行っている。	利用者による河川清掃活動は行われていない。	利用者による河川清掃活動は行われている。
C35 地域活性化	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。		
D13 整備の影響	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性があるが、その影響を緩和するための配慮がなされている。	生物の生息環境を縦断方向に分断する可能性がある。
D15 生態系	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくないと思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。
D22-1 構造物	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。		
D43 植栽	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮がされているが十分とはいえない。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮がされているが十分とはいえない。

今後の委員会開催予定

第36回委員会及び調整作業会

日時：平成24年1月30日（月）午前9:30～

場所：ウォーターステーション琵琶

■主な内容

- ・野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の意見書の審議
- ・調整作業会

※内容については、進行の都合上、変更となる場合があります。

河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所） 委員会ニュース

第36号 2012年1月発行

【編集・発行】 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

【連絡先】 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2278 滋賀県大津市船津 4-6-1

TEL: 077-546-0904 (直通) FAX: 077-546-6840

ホームページ ● <http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>

E-mail ● info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。